

役員報酬規程の改正について

1 役員報酬規程改正の考え方

平成 24 年 2 月、国家公務員の給与の改定が行われ、国の指定職職員の給与について、人事院勧告に伴う俸給月額約 0.5% の引き下げ及び臨時特例法による俸給月額等の 9.77% の減額が実施されたことから、当法人の役員月例年俸等について所要の改正を行ったところである。

2 役員報酬規程の改正内容

(1) 月例年俸及び業績年俸の改定

国の指定職職員に準じて、月例年俸の額について、約 0.5% の引き下げを行うとともに、これに伴い、業績年俸の額の引き下げを行った。

改正の実施時期：平成 24 年 5 月 1 日

(2) 特例措置

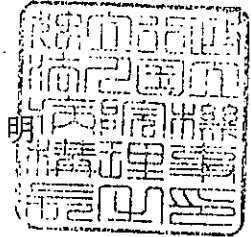
国の指定職職員に準じて、月例給、地域手当及び業績年俸を 9.77% 減額して支給することとした。

改正の実施時期：平成 24 年 6 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

国立病院機構発総第0424003号
平成24年4月24日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

独立行政法人国立病院機構
理事長 桐野 高



役員に対する報酬等の支給の基準の変更について (届出)

今般、別添のとおり役員に対する報酬等の支給の基準を変更したので、独立行政法人
通則法 (平成11年法律第103号) 第52条第2項の規定に基づき届け出ます。

平成24年4月24日規程第13号

独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の一部を改正する規程

独立行政法人国立病院機構役員報酬規程（平成16年規程第12号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

（平成24年6月に支給する業績年俵に関する特例措置）

第2条 平成24年6月の業績年俵の支給額は、改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俵の額の2分の1の額から次の各号に掲げる額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俵の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

- 一 平成23年4月1日に役員となった者において改正前の基本年俵額の12分の1に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び同額に地域手当の割合を乗じて得た額
- 二 平成23年6月に支給された業績年俵額に100分の0.37を乗じて得た額及び同年12月に支給された業績年俵額に100分の0.37を乗じて得た額

（その他の事項）

第3条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

別 添

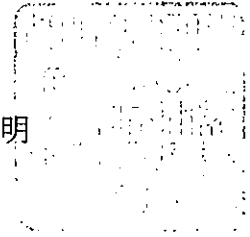
独立行政法人国立病院機構役員報酬規程新旧対照表

新			旧		
別表 役員基本年俸表			別表 役員基本年俸表		
号 俸	基本年俸額		号 俸	基本年俸額	
	月例年俸額	業績年俸額		月例年俸額	業績年俸額
	円	円		円	円
1	<u>8,640,000</u>	<u>2,897,100</u>	1	<u>8,688,000</u>	<u>2,913,200</u>
2	<u>9,312,000</u>	<u>3,122,400</u>	2	<u>9,360,000</u>	<u>3,138,500</u>
3	<u>10,008,000</u>	<u>3,355,800</u>	3	<u>10,056,000</u>	<u>3,371,900</u>
4	<u>10,944,000</u>	<u>3,669,700</u>	4	<u>11,004,000</u>	<u>3,689,800</u>
5	<u>11,808,000</u>	<u>3,959,400</u>	5	<u>11,868,000</u>	<u>3,979,500</u>
6	<u>12,660,000</u>	<u>4,245,100</u>	6	<u>12,720,000</u>	<u>4,265,200</u>
7	<u>14,376,000</u>	<u>4,820,500</u>	7	<u>14,448,000</u>	<u>4,844,600</u>

国立病院機構発総第0531001号
平成24年5月31日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

独立行政法人国立病院機構
理事長 桐野 高明



役員に対する報酬等の支給の基準の変更について (届出)

今般、別添のとおり役員に対する報酬等の支給の基準を変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条第2項の規定に基づき届け出ます。

平成24年5月31日規程第16号

独立行政法人国立病院機構役員報酬規程等の一部を改正する規程

独立行政法人国立病院機構役員報酬規程（平成16年規程第12号。以下「本報酬規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の一部を改正する規程（平成24年規程第13号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

（特例措置）

第2条 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対する月例給（本報酬規程第3条第1項に規定する月例給をいう。以下この項において同じ。）の支給に当たっては、月例給から、月例給に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 地域手当 当該常勤役員が受けるべき地域手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 二 業績年俸 当該常勤役員が受けるべき業績年俸の額に、100分の9.77を乗じて得た額

別 添

独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の一部を改正する規程（平成24年規程第13号）新旧対照表

新	旧
<p>(平成24年6月に支給する業績年俵に関する特例措置)</p> <p>第2条 平成24年6月の業績年俵の支給額は、改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俵の額の2分の1の額から次の各号に掲げる額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俵の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする</p> <p>一 平成23年4月1日に役員となった者において改正前の基本年俵額の12分の1に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び同額に地域手当の割合を乗じて得た額</p> <p>二 平成23年6月に支給された業績年俵額に100分の0.37を乗じて得た額及び同年12月に支給された業績年俵額に100分の0.37を乗じて得た額</p> <p>三 <u>平成24年4月に支給された月例給に100分の9.77を乗じて得た額及び同年5月に支給された月例給に100分の9.77を乗じて得た額</u></p> <p>四 <u>同年4月に支給された地域手当の額に100分の9.77を乗じて得た額及び同年5月に支給された地域手当の額に100分の9.77を乗じて得た額</u></p>	<p>(平成24年6月に支給する業績年俵に関する特例措置)</p> <p>第2条 平成24年6月の業績年俵の支給額は、改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俵の額の2分の1の額から次の各号に掲げる額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俵の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。</p> <p>一 平成23年4月1日に役員となった者において改正前の基本年俵額の12分の1に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び同額に地域手当の割合を乗じて得た額</p> <p>二 平成23年6月に支給された業績年俵額に100分の0.37を乗じて得た額及び同年12月に支給された業績年俵額に100分の0.37を乗じて得た額</p>